

田村市告示第 61 号

田村市創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

田村市長 本田仁一

田村市創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、創業と新たな雇用の創出を支援し、持続的な地域経済活動を創出することを目的として、計画的に創業を図る創業者に対して、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成 17 年田村市規則第 39 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

(1) 創業とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たな事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人等を設立し事業を開始する場合

(2) 創業者とは、前号に規定する創業する者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、市内で創業する者又は創業を予定している者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 田村市内で事業を興す個人又は法人であること。

(2) 市税等の滞納がないこと。ただし、申請の時点で市外に居住している場合は、居住地に対する市税等の滞納がないこと。

(3) 申請する者が個人の場合、市内に居住していること。（創業に伴い市内に居住する場合を含む。）

(4) 国や県、市及びその他団体等が主催する人材育成や、スキルアップのための研修等の受講者であること。

(5) 本事業に要する経費に対して、国又は県、その他の団体等から補助金等の交付を受けていないこと。

(6) 暴力団等反社会的勢力に関与していないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が第 1 条の趣旨及び公序良俗の観点から適当でないと認めた場合はその限りでない。

(1) 日本標準産業分類（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本産業分類をいう。以下同じ。）に規定する業種のうち、別表第 1 に定める業種に該当しないこと。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項及び第 11 項に該当する事業等、同法に基づく許可又は届出を必要としない事業であること。

- (3) 宗教活動・政治活動を主たる目的としない事業であること。
- (4) 事業計画や収支計画が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 17 条に規定する経営革新等支援機関に認定された福島県内の認定支援機関の支援を受け作成されたものであり、実効性があると認められた事業であること。又は、福島復興産業人材育成塾、若しくは田村市産業人材育成塾の修了者が作成した事業であること。

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)

補助対象事業に係る経費のうち別表第 2 に定めるものであること。

(2)

経費の使用目的が、創業に必要なものとして明確に特定できるものであること。

(3)

原則、交付決定日以降の契約及び発注により生じた経費であること。

(4)

領収書などの証拠書類によって、契約、支払等が確認できること。

2 前項について、その他市長が適当と認める場合についてはその限りではない。

（補助率及び補助上限額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 に相当する額とし、50 万円を限度額とする。ただし、算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、事業開始の 1 箇月前までに市長に提出しなければならない。

(1) 創業概要書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書（任意様式）

(3) 事業計画書作成支援確認書（様式第 2 号）

(4) 資格等を必要とする業種の場合は、その資格に係る証明書の写し

(5) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第 3 号）

(6) 別表 2 に係る見積書の写し

(7) 市税滞納なし証明書

(8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 8 条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地踏査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第 7 条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知する。

(状況報告)

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、前条により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、田村市創業スタートアップ支援事業状況報告書（様式第 4 号）により遂行状況の報告を求めることができる。

(補助対象事業の内容の変更)

第 10 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する補助対象事業を変更しようとするときは、規則第 9 条に規定する補助事業等内容変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の 5 分の 1 以上を変更するとき。
- (2) 事業内容の大幅な変更をするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 事業実施時期を変更するとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を調査し、当該申請が適当であると認めたときは、速やかに承認の決定をし、規則第 9 条に規定する補助事業等内容変更等承認通知書により通知する。

3 その他、第 1 項に該当しない補助対象事業の変更がある場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(補助金の概算払)

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金を概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、田村市創業スタートアップ補助金概算払請求書（様式第 5 号）に概算払を必要とする理由を付して市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、事業が完了したときは、規則第 14 条第 1 項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 6 号）
- (2) 事業により整備した店舗、設備及び購入した備品等が確認できる写真及び領収書等の写し
- (3) 事業により作成した広告等も写し及び掲出が確認できる書類等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して 30 日以内、又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、規則第 15 条の規定により交付する補助金等の額を確定し、補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 14 条 補助金の請求は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、田村市創業スター

トアップ支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、すみやかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取り消し、若しくは補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書、その他の書類に虚偽の記載があるとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業者が別表の事業開始後 1 年未満で事業を廃止し、又は市外に移転する場

合

(4) 補助金交付の決定条件、その他この要綱又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

き。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分制限）

第 16 条 規則第 19 条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する年度から起算して、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表 1 及び別表 2 に規定する当該財産の耐用年数が経過した日までとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第 17 条 補助対象者は、規則第 4 条の規定に基づき補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助対象者は、規則第 14 条の規定に基づき実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3年 4月 1日から施行する。

【制定の理由】

創業と新たな雇用の創出を支援し、持続的な地域経済活動を創出することを目的に、計画的に創業を図る創業者に対して、費用の一部を補助するために本要綱を制定するもの。

別表 1 (第 4条関係)

農業、林業
漁業
鉱業、採石業、砂利採取業
建設業
電気・ガス・熱供給・水道業
運輸業、郵便業
金融業、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）
学術研究、専門・技術サービス業のうち以下のもの 専門サービス業（他に分類されないもの）のうち興信所
生活関連サービス業、娯楽業のうち以下のもの 競輪・競馬等の競走場、競技団 遊戯場のうちマージャンクラブ、パチンコホール
医療、福祉のうち以下のもの 医療業のうち病院、一般診療所、歯科診療所
サービス業（他に分類されないもの）のうち以下のもの 政治・経済・文化団体、宗教

別表第 2 (第 5 条関係)

項 目	内 容	備 考
設備工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の新築、改築、増築、改修に係る経費。ただし、設計費は除く。 	<p>※工事は、市内建築業組合に登録した市内施工業者を利用すること。</p>
備 品 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業に必要となる備品の購入に係る経費 	<p>※工事以外の設備費に係る発注先については、市内に事業所を有する業者を利用すること。ただし、市内に事業所を有する業者が取り扱っていないものについてはその限りで出ない。</p> <p>※備品はパソコン、カメラ、自動車など家庭用として共用できるものは除く。</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業時の販路開拓の広告に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> チラシ等の印刷、新聞等への折込み費用、広告等への掲出費、事業用HP製作費など ・ 創業時の経営の広告に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> 求人広告費など 	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長が適当と認める経費 	

様式1号（第7条関係）

創業概要書

(1) 創業者の概要

(ふりがな) 氏名		生年月日	
現住所	〒		
電話番号		FAX番号	
E-mail			
創業直前の職業	<input type="checkbox"/> 会社役員 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 専業主婦・主夫 <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他 ()		
職歴	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
取得資格	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> あり ()		
事業経営の経験	<input type="checkbox"/> 事業を経営したことがない <input type="checkbox"/> 事業を経営していたが既にその事業はやめている (やめた時期：平成・令和 年 月 日)		
居住移転の予定日	年 月 日 予定 ※現住所が田村市以外の方のみ記入		
支援制度の活用状況	<input type="checkbox"/> 融資 機関名：		決定・準備中
	<input type="checkbox"/> 創業セミナー等受講 実施機関名： セミナー等名：		
	<input type="checkbox"/> 創業相談 実施機関名：		

(2) 創業時の組織

開業・法人等 設 立 日	年 月 日 (補助交付後3カ月以内に開業又は法人等設立を行う必要があります)	
事業所等の 所 在 地	〒	契約済 ・ 探し 中
事業所と 住居の併用	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人設立 (形式:) <input type="checkbox"/> 組合設立 (形式:)	
業 種	(日本標準産業分類に基づいて記載してください)	
事業内容		
事業に要する 許認可・免許等	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/>) 必 要 (
知的財産等	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> あり ()	申請中 ・ 登録済

様式2号（第7条関係）

年 月 日

田村市長 様

住 所

電話番号

名 称

代表者名



※代表者名等は確認する機関の内部規定に基づき適宜変更してください。

事業計画書作成支援確認書

田村市創業スタートアップ支援事業補助金の申請に伴う、申請者の事業計画書作成の支援を行い、下記のとおり田村市創業スタートアップ支援事業補助金要綱の基準を満たしていることを確認いたします。

1. 申請者

住 所	
氏 名	
電話番号	

2. 確認事項

ア．支援開始日	年 月 日
イ．事業計画書作成完了日	年 月 日
ウ．事業計画の実効性	事業の特徴や優位性、計画の健全性などを記入ください
エ．その他の支援の有無	有 ・ 無
	有の場合は支援内容を記入ください。箇条書で構いません。

3. 連携している金融機関

(本確認書を認定支援機関たる金融機関等が記載している場合は、記載不要)

金融機関等名	
--------	--

住 所	
担当者名	印) (社印又は代表者
電話番号	

様式第 3 号 (第 7 条関係)

年 月 日

田村市長 様

申請者 所在地
名称
代表者

印

(担当)

(

番号)

暴力団等の排除に関する誓約書

私は、田村市創業スタートアップ支援事業補助金交付申請を行うにあたり、次に事項について誓約します。

この誓約事項に反した場合、田村市創業スタートアップ支援事業補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還に異議なく応じます。

また、必要な場合には、市長が福島県警本部に照会することについて承諾します。

- 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次の (1) から (3) までのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次の (1) から (3) までのいずれにも関与もありません。
(1) 暴力団 (田村市暴力団排除条例 (平成 24 年田村市条例第 3 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)
(2) 暴力団員 (同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)
(3) 暴力団関係者 (同条例第 13 条に規定する暴力団関係者をいう。)
- 事業の実施にあたり、上記 (1) から (3) までに掲げる者 (以下「暴力団」という。) と契約を締結しません。
- 暴力団等をこの事業に一切関与させません。

様式第 4号 (第 9条関係)

年 月 日

田村市長 様

所在地
名 称
代表者



田村市創業スタートアップ支援事業状況報告書

年 月 日付け 田商第 号で交付決定通知があった上記の補助事業の遂行状況を田村市創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

通知年月日		通知額	概算払年月日	概算払金額	事業遂行状況

--	--	--	--	--

様式第 5号 (第 11 条関係)

年 月 日

田村市長 様

住所
団体名 (氏名)
代表者名

印

田村市創業スタートアップ支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け田村市指令 第 号で交付決定のあった田村市創業スタートアップ支援事業補助金について、下記により金 円を概算払により交付して下さるよう請求します。

記

事業名	交付決定額		既受領額		今回請求額		残額	完了予定 年月日
	事業費	補助金	金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	
支払方法			口座振替					
金融機関名	支店名	種類	口座番号		口座名義人			
農協 銀行 金庫	支店	当座 普通 貯蓄			フリガナ			
概算払を必要とする理由								

様式第 6号 (第 12条関係)

事業実績書

1. 事業実施名

2. 事業内容

3. 事業実施日 年 月 日～ 年 月 日

4. 事業実施場所 田村市 町

5. 事業効果

6. 今後の事業展開

※空き店舗等利用の場合は、所有者との契約書、位置図、平面図、事業実施時写真、改修工事契約書の写し、完成写真、その他

様式第 7号 (第 14 条関係)

年 月 日

田村市長 様

住所
団体名 (氏名)
代表者名

印

田村市創業スタートアップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け田村市指令 第 号で確定通知のあった田村市創業スタートアップ支援事業補助金について、田村市創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により補助金を交付されたく請求します。

記

事業名				
補助金等の額		円		
支払方法		口座振替		
金融機関名	支店名	種類	口座番号	口座名義人
農協 銀行 金庫	支店	当座 普通 貯蓄		フリガナ